

令和7年第3回久万高原町議会臨時会

令和7年5月1日

○議事日程

令和7年5月1日午後1時32分開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙
- 追加日程第1 議席の指定
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙
- 追加日程第5 発議第5号 久万高原町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第6 常任委員の選任
- 追加日程第7 議会運営委員の選任
- 追加日程第8 発議第6号 議会会報特別委員会の設置及び委員の選任について
- 追加日程第9 議案第46号 久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について
- 追加日程第10 議案第47号 令和6年度久万高原町一般会計補正予算（専決第7号）の専決処分について
- 追加日程第11 議案第48号 令和7年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第12 議案第49号 令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第13 議案第50号 久万高原町監査委員の選任について
- 追加日程第14 報告第3号 令和6年度久万高原町立病院事業会計予算繰越計算書について
- 追加日程第15 報告第4号 令和6年度久万高原町簡易水道事業会計予算繰越計算書について
- 追加日程第16 議員派遣の件
- 追加日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（11名）

1番 高橋末廣  
3番 阪本雅彦  
5番 光田優  
7番 玉井春鬼  
9番 瀧野志  
11番 熊代祐己

2番 岡部史夫  
4番 高橋誠  
6番 森博  
8番 大野良子  
10番 大原貴明

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長 河野忠康  
教育長 住野秀志  
住民課長 菅和幸  
建設課長 山内賢彦  
まちづくり戦略課長 高木勉  
会計管理者 岡真智子  
教育委員会事務局長 大西洋三  
代表監査委員 菅洋志

副町長 佐藤理昭  
総務課長 西村哲也  
保健福祉課長 中川茂俊  
林業戦略課長 小野哲也  
農業戦略課長 西森建次  
病院事業等統括事務長 沖中敬史  
消防本部消防長 大野秋義

○議会事務局

事務局長 渡部定明

事務局 ( 礼 )

渡部局長 本臨時会は一般選挙を初めての議会でございます。  
議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。  
したがいまして、本日ご出席の議員の中で、年長の玉井春鬼議員をご紹介します。  
たします。  
玉井議員、議長席にお着きください。

(玉井春鬼議員 議長席へ)

臨時議長 皆さんこんにちは。  
ただいまご紹介いただきました、玉井春鬼でございます。  
地方自治法第107条の規定により、臨時の議長に職務を行いますので、よろしく願いいたします。  
本日の出席議員は11名です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回久万高原町議会臨時会を開催します。  
ここで町長の招集の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 皆様改めまして、こんにちは。  
いよいよ新緑が大変鮮やかな季節を迎えております。  
また田植えも始まるようございまして、今一番、1年で活気があるときかと思えますけども、本日は、臨時会を招集いたしましたところ、全員の議員の皆様方にご出席をいただきまして、大変にありがとうございます。  
改めてでございますけども、この度一般選挙によりまして、選良とられました新議員の皆様方、誠におめでとうございます。  
大変厳しい選挙でございましたから、さぞかしお疲れでもあったと思います。

どうぞ大変たくさんの課題もございますけど、1つ1つ、皆様方と連携をとりながら、輝くまちづくりにともに頑張っ参りたいと思いますので、どうぞご協力方、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日は、臨時会でございます。

この後、新しい議会の構成、またいくつか議案審議をお願いをいたしておりますけど、十分なご審議を賜りますように、心からお願いを申し上げまして、招集の挨拶に代えさしていただきたいと思ひます。

本日どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございます。

臨時議長 これより本日の会議を開きます。 (午後1時32分)

本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

臨時議長 日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席はただいま着席の議席とします。

臨時議長 日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

臨時議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

臨時議長

異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に、熊代祐己議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、臨時議長が指名しました。

熊代祐己議員を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

臨時議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました熊代祐己議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました熊代祐己議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

熊代議員

議長

臨時議長

議長に当選されました熊代議員から発言を求められておりますので、これを許します。

(熊代 祐己議員を指名)

熊代議員

失礼いたします。

発言をお許しいただきましたので、議長就任の挨拶を一言申し上げたいと思います。

ただいま久万高原町議会議長のご選任を賜りました熊代祐己でございます。

心から感謝を申し上げます。

私自身、限りなく光栄に存じますとともに、その責任の重さをひしと感じている次第でございます。

私は、議員各位のご理解とご支援を得ることを念頭に置いて、円滑なる議会

運営、さらなる議会の活性化に努めて参る所存でございます。

我が国の地方自治の本旨は、議会と執行部はともに切磋琢磨して、社会福祉を初めとした町民生活の向上に努めていくという、いわゆる二元代表制にあると考えます。

したがいまして、久万高原町議会におきましても、町長としっかりとした議論を重ね、町民のための施策を実践していくことが、明日の地方自治発展に繋がるものと確信しております。

本町におきましても依然として厳しい財政状況ではございますが、活力と魅力に溢れ、安全で住みやすい街づくりを進めていくことが、町民の皆様の一致した願いであるという認識に立ち、その負託にこたえるべく、皆様とともに頑張る所存でございます。

どうぞ今後とも、議員の皆様方の温かいご支援、並びにご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

臨時議長 以上で、臨時議長の職務をすべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

ここでしばらく休憩いたします。 (午後 1 時 3 6 分)

議長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 1 時 4 0 分)

お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。

これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して議題とすることに決定いたしました。

議長 追加日程第1、「議席の指定」を行います。  
議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元にお配りした議席表のとおり、議長において指定します。

議長 追加日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、高橋末廣議員、2番、岡部史夫議員を指名します。

議長 追加日程第3、「会期の決定」を議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日間に決定しました。

(異議なしの声)

議長 追加日程第4、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。  
お諮りします。  
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議  
ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に大原貴明議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました大原貴明議員を副議長の当選人とすることにご  
異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大原貴明議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大原貴明議員が議場におられますので、本  
席から、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

大原議員

議長

議 長

副議長に当選されました大原貴明議員から発言を求められておりますのでこ  
れを許します。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

副議長に選任をいただきました大原でございます。

先輩方が脈々と受け継いでこられましたこの久万高原町議会の副議長という  
大役を拝命をいたしまして、大変光栄に感じておりますとともに、責任の重さ  
を痛感しておるところでございます。

まだまだ知識それから経験ともに未熟ではございますけれども、議長を補佐して、久万高原町政のさらなる発展と、町議会の円滑な運営、公正な運営に努めて参りたいと思っておりますので、どうか皆様のご指導とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 追加日程第5、発議第5号「久万高原町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員 議案に基づき説明

議長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑をされる方ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

玉井議員、お引き取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第5号は、提出者提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号「久万高原町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、提出者提案のとおり可決しました。

ここでしばらく休憩いたします。 (午後1時47分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時48分)

追加日程第6、「常任委員の選任」を行います。

事務局長に朗読させます。

渡部局長

(朗読)

議 長

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは常任委員の選任は、事務局長に指名を朗読させます。

渡部局長

朗読いたします。

総務文教厚生常任委員会、高橋末廣議員、光田優議員、森博議員、大野良子議員、瀧野志議員、熊代祐己議員、以上6人です。

産業建設常任委員会、岡部史夫議員、阪本雅彦議員、高橋誠議員、玉井春鬼議員、大原貴明議員、以上5人です。

議長 お諮りします。  
朗読のとおり、常任委員の選任の指名をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。  
休憩中に各常任委員会を開いて、正副委員長の互選を行ってください。  
なお、年長議員が臨時に委員長の職務を行ってください。  
会場は総務文教厚生常任委員会は議員控室、産業建設常任委員会は、議会議室をご使用ください。  
ここでしばらく休憩いたします。(午後 1 時 5 1 分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後 1 時 5 2 分)  
休憩中に各常任委員会において、正副委員長の互選が行われ、報告ありましたので、事務局長に朗読させます。

渡部局長 朗読いたします。  
総務文教厚生常任委員会委員長、森博議員。副委員長、大野良子議員。  
産業建設常任委員会委員長、阪本雅彦議員。副委員長、高橋誠議員。  
以上です。

議長 常任委員会の正副委員長は、ただいま朗読のとおり決定しました。

議長 追加日程第 7 「議会運営委員会の選任」を行います。  
事務局長に朗読させます。

渡部局長 (朗読)

議長 お諮りします。  
議会運営委員の選任については、久万高原町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議長が指名することに決定しました。  
それでは事務局長に指名を朗読させます。

渡部局長 朗読いたします。  
高橋末廣議員、阪本雅彦議員、森博議員、玉井春鬼議員、大野良子議員、瀧野志議員、大原貴明議員、以上7人です。

議長 お諮りします。  
朗読のとおり、議会運営委員の指名をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

休憩中に議会運営委員会を開いて、正副委員長の互選を行ってください。

年長議員が臨時に委員長の職務を行ってください。

ここでしばらく休憩いたします。 (午後1時55分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後1時57分)  
休憩中に議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われ、報告ありま

したので、事務局長に氏名を朗読させます。

渡部局長

朗読いたします。

議会運営委員会委員長、高橋末廣議員。副委員長、大野良子議員。

以上です。

議長

正副委員長は、ただいま朗読のとおり決定しました。

議長

追加日程第8、発議第6号「議会会報特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

久万高原町議会委員会条例第6条の規定により、6人の委員で構成する議会会報特別委員会を設置し、閉会中に審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、6人の委員で構成する議会会報特別委員会を設置し、閉会中に審議することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、議会会報特別委員会の委員の選任については、久万高原町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することにし、たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議会会報特別委員会の委員の選任については、議長が指名することに決定しました。

それでは議会会報特別委員会の選任は、事務局長に氏名を朗読させます。

渡部局長

朗読いたします。

高橋末廣議員、高橋誠議員、光田優議員、森博議員、大野良子議員、大原貴明議員、以上6人です。

議長

お諮りします。

朗読のとおり委員の選任の指名をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任は、ただいま指名したとおりに決定しました。

休憩中に委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

委員会は、年長議員が臨時に委員長職務を行ってください。

ここでしばらく休憩いたします。(午後1時59分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後2時01分)

休憩中に開催されました議会会報特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、報告がありましたので、事務局長に氏名を朗読させます。

渡部局長

朗読いたします。

議会会報特別委員会委員長、高橋誠議員。副委員長、光田優議員。

以上です。

議長

正副委員長は、ただいま朗読のとおり決定しました。

なお、本委員会は閉会中に調査するとともに、調査終了まで願います。

議 長 追加日程第9、議案第46号「久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(菅住民課長を指名)

菅 課 長 議案に基づく説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第46号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」は原案のとおり承認しました。

議長 追加日程第10、議案第47号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（専決第7号）の専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（西村総務課長を指名）

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第47号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（専決

第7号)の専決処分について」は、原案のとおり承認しました。

議長 追加日程第11、議案第48号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 これ、当初予算でも計上してたと思いますけども、いわゆる計上漏れということでしょうか。

議長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑をお答えいたします。  
公用車のカーナビに対する補正予算につきましては、6年度の追加予算で計上させていただいておりました。その際に当初予算計上が漏れておりましたので、今回新たに計上という形で予算を計上いたしました。  
以上でございます。

議長 その他、質疑はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第48号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第48号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決することに決定しました。

議長 追加日程第12、議案第49号「令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(中川保健福祉課長を指名)

中川課長 (議案に基づき説明)

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑をされる方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先ほどの、同じようなワンセグ対応の予算補正されました。その時の財源と今回の財源の考え方が異なる。これ非常に不可解な部分があります。

なぜかという、7年度の当初予算が始まったばかりの中ですね、特にこの施設介護サービス給付費を減額する。それを電信料に充てていると。給付を削減して、電子費に充てるという考え方は、おかしいんじゃないかと思えますけれども。これはもともと余分な予算を計上していたということですか。

議長 (中川保健福祉課長を指名)

中川課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

当初予算におきまして余分な経費というのを計上していたわけではございません。

今回、このカーナビとスマートフォンの関係なんですけども、適切な予算確保ということで、施設介護サービス給付費の方の予算と十分精査して、施設介護サービス給付費を減額したところでございます。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 言葉を選びながらしゃべっていただきたいんですけども。

適切な財源確保という言葉。これ給付費を減額するということが適切な対応なんじゃないでしょうか。

私が考えるにあたっては、総務の関係等々ありましたけれども、そちらと同様、財調の方からですね、対応するのが筋じゃないんでしょうか。これ、副町長、ご答弁いただきたいと思えます。

議長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長

岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

当初予算編成する時点は、大体前年の年末あたりから編成して参ります。

四・五ヶ月前というところもございますし。それからこの補正の時期には、6年度の実績も決算的などころも固まってきたというところで、課長が説明しましたように、当初の編成時期から見ると、この介護給付費というのは減額できる可能性があるといったところで予算編成させていただいています。

当初予算ベースで、施設介護サービス給付費6億を超える金額でございましたので、その中での調整という形で補正予算を編成させていただきました。

なお、今後、この範囲内でできるだろうといったところの見通しも、この時点では立てたといったところで、予算編成をさせていただいているところでございます。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

私は予算の編成の考え方を申し上げてるんであって、たとえ22万であってもですね、3月時点での、そのいう実績の確認というものが流動的であるにしろですよ。

一応当初予算というものを認めたわけですから議会として、それを安易にですね、適切な対応でございますと言って、給付費を減額していくっていうのは、私は根拠がないと思いますよ。

だから申し上げたいのは何度も申し上げますけども、いわゆる総務と同じように財調から財源として求めていく、給付費なんていろいろものじゃないと思いますよ、これ。何で4月にいろいろんですか。いろいろのはもっと向こうでしょ、これ。極端に言えば12月とか、あるいは3月じゃないんですか。

時々によって物の考え方、予算の編成の考え方が違うということでしょうか。副町長。

議 長

暫時休憩します。

(午後2時24分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時32分)

(佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員のご質疑にお答えしたいと思います。

先ほどの一般会計の補正予算の内容等で説明した際にも、岡部議員もご意見いただきました。基金といったような形でといったところですが、介護保険事業特別会計におきましては、やはりその国、県、市町の保険料のルールとかございますので、やはりそこは、本旨にのっとった予算運用といったところで、基金の方は難しいかなというふうに考えております。

あと岡部議員が申される給付費というのは、介護の保険者の介護給付を受ける方の直接かかる予算といったところで、そのあたりの慎重な対応といったところのご意見だというふうに承っております。

今回、金額が少額ではございましたけれども、年度当初というところもありますので、今後、補正予算を編成していく場合においては、その辺りも十分注意をして、予算編成をやっていきたいというふうに思います。

議長 その他、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第49号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。(午後2時34分)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後2時44分)

追加日程第13、議案第50号「久万高原町監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、光田優議員は除斥の対象になりますので退場を求めます。

(光田優議員 退場)

議 長

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

議 長

議案第50号「久万高原町監査委員の選任について」でございます。

久万高原町監査委員に下記のものを選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

令和7年5月1日提出。久万高原町長。

選任したい方は、住所は久万高原町笠方2912番地。

氏名、光田優。

生年月日は昭和35年4月2日でございます。

提案理由は、西山清一委員の任期満了によるものでございます。

どうぞご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑をされる方はございませんか。
- (なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。
- (なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第50号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第50号「久万高原町監査委員の選任について」は、理事  
者提案のとおり同意することに決定しました。  
光田優議員お入りください。
- (光田優議員 入場)
- 議 長 追加日程第14、報告第3号「令和6年度久万高原町立病院事業会計予算繰  
越計算書について」を議題とします。  
提出者の報告を求めます。

(沖中病院事業統括事務長を指名)

沖中事務長 計算書に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑をされる方ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 お聞きしたいんですけれども、ここの説明書きにあります不測の作業を時間が生じたということなんですけれども。支払い義務の1億1839万7312円の中での、この605万が繰り越さなければならないという不測の事態というのはどういう内容でしょうか。

特にこのカルテの関係である以上は、やっぱり急がなければならないと思いますが、お聞きをしたいと思います。

議長 (沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

この内容につきましては旧システム、いわゆる更新前の富士通の電子カルテに記載されておりますデータ移行に関するものでございまして、現更新後のシステムにおきまして、前システムのデータをシステム上の画面で確認することができないということにして、前システムの電子カルテに記載されたデータ全部これPDFにデータ変換するという作業が必要になって参りました。

そのPDFのデータに変換するための専用端末、こちらの稼働可能台数がちょっと予定してたものより少ないということになりましたので、時間を要することとなったというものでございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 これいっごろに直るのかわかりませんが、やっぱりこう、いつ頃直るとい  
意味見通しそういうものをやっぱりご説明いただかないと、カルテに関する  
以上は、患者さんにも影響が出るのではないかと心配しますが、いかがですか。

議 長 (沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

現在旧システムにおきましてのデータ閲覧する際は、まだ旧システムの方が  
データ移行完了するまでは見れるという状態になっておりまして、業務上に不  
具合は出ておりません。

ただしデータの移行完了、これが旧システムにおきまして8年間稼働してお  
った電子カルテシステムのデータ全部ということになりましたら、膨大なもの  
でございますので、見通しとしましてはですね、8月ぐらいまでかかる見込み  
ということになっております。

以上でございます。

議 長 その他、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

以上で、報告第3号を終わります。

議 長 追加日程第15、報告第4号「令和6年度久万高原町簡易水道事業会計予算  
繰越計算書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(山内建設課長を指名)

山内課長 計算書に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
以上で報告第4号を終わります。  
ここでしばらく休憩いたします。 (午後2時53分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後2時54分)  
お諮りします。  
お手元に追加議事日程が配布されています。  
これを日程に追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、日程を追加して議題とすることに決定いたしました。

議長 追加日程第16、「議員派遣について」を議題とします。  
議員派遣については別紙議員派遣の件とおりに決定したいと思いますが、ご  
異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定いたしました。

議長 追加日程第17、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり、本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありましたので了承したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は承認することに決定しました。

お諮りします。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって、久万高原町議会会議規則第7条の規定により、これで閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。 (午後2時56分)

町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

臨時議会、大変お世話になりました、ありがとうございました。

提案いたしました議案いずれも了承いただきましたし、また先ほど議会の構成も決まったようでございます。

招集挨拶でも申し上げましたように、人口減少対策等々課題たくさんございます。また議会の皆様方のご協力をいただきながら、力強く明日の久万高原町づくりに前進して参りたいと思っておりますので、今後一層のご支援を賜りますようによろしくお願い申し上げます、閉会にあたってのお礼の挨拶にかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長

本日より、議長を務めさせていただきました。

議員各位のご協力により円滑な議会運営ができましたことに感謝いたします。

これより任期まで尽力して参りますので、今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議 長

以上で、令和7年第3回久万高原町議会臨時会を閉会します。

事務局

( 終 礼 )

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員